

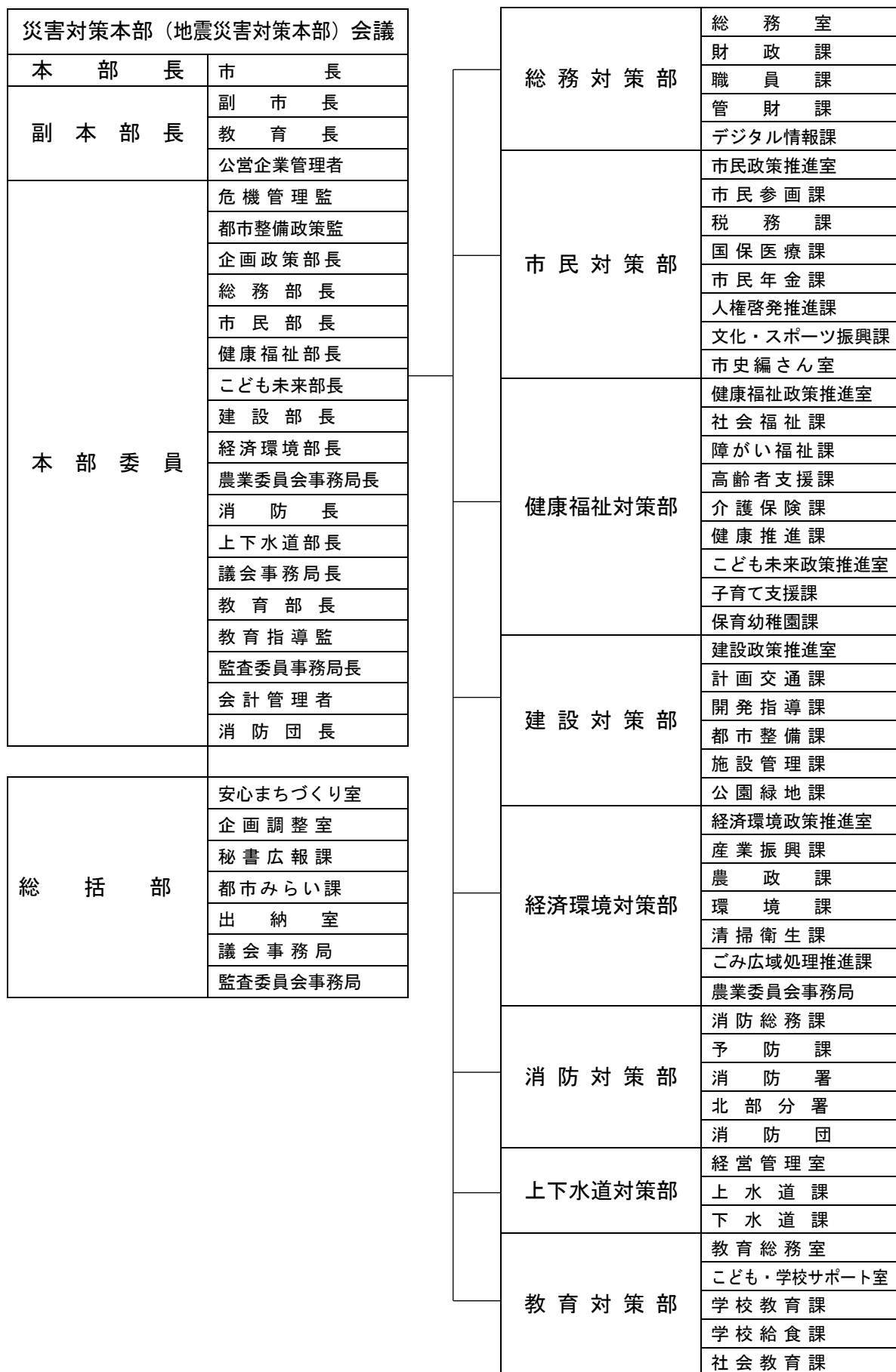
資料-1 災害時の組織及び事務分掌・情報伝達経路

■表-1.1 京田辺市防災会議委員名簿

京田辺市防災会議 会長 京田辺市長

機 関 名	職 名	所 在 地
1号. 指定行政機関の職員		
近畿地方整備局淀川河川事務所	所 長	〒573-1191 枚方市新町2丁目2番10号
近畿農政局	地方参事官	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ノレ丁子風呂町102
2号. 京都府職員		
京都府山城広域振興局	局 長	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6
京都府山城北土木事務所	所 長	〒610-0331 京田辺市田辺明田1
京都府山城教育局	局 長	〒610-0331 京田辺市田辺明田1
京都府山城北保健所	所 長	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6
3号. 京都府警察職員		
京都府田辺警察署	署 長	〒610-0332 京田辺市興戸小毛詰1
4号. 議会議長		
京田辺市議会	議 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
5号. 消防長・消防団長		
京田辺市消防本部	消防長	〒610-0331 京田辺市田辺78
京田辺市消防団	団 長	〒610-0331 京田辺市田辺78
6号. 教育長		
京田辺市教育委員会	教育長	〒610-0393 京田辺市田辺80
7号. 市職員		
副 市 長	副市長	〒610-0393 京田辺市田辺80
危機管理監	危機管理監	〒610-0393 京田辺市田辺80
企画政策部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
総 務 部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
市 民 部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
健康福祉部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
こども未来部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
建設 部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
経済環境部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
上下水道部	部 長	〒610-0332 京田辺市興戸犬伏18-1
教育委員会教育部	部 長	〒610-0393 京田辺市田辺80
8号. 指定公共機関の職員		
独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所	所 長	〒518-0413 名張市下比奈知字富貴ヶ谷2811-2
N T T 西日本(株)京都支店	設備部長	〒604-8853 中京区壬生東淵田町22
関西電力送配電(株)京都本部 伏見配電営業所	所 長	〒612-8361 京都市伏見区片原町293-3
大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部維持供給チーム	マネジャー	〒578-8502 東大阪市稻葉2丁目3番17号
山城田辺郵便局	総務部課長	〒610-0399 京田辺市興戸犬伏5番地3
10号. その他京田辺市の防災に関し市長が必要と認める機関の職員		
綴喜西部土地改良区	理事長	〒610-0331 京田辺市田辺蕪木41
J A京都やましろ農業協同組合京田辺市運営協議会	会 長	〒610-0331 京田辺市田辺鳥本1-2
陸上自衛隊第102施設器材隊	隊 長	〒611-0031 宇治市広野町風呂垣外1-1
京田辺市建設業協会	会 長	〒610-0311 京田辺市草内宮ノ後33-6
京田辺医師会	会 長	〒610-0361 京田辺市河原神谷11-8
京田辺市L P ガス保安連絡協議会	会 長	〒610-0332 八幡市上津屋尼ヶ池43
京田辺市上下水道協同組合	理事長	〒610-0331 京田辺市田辺大藪7-4
(社)京田辺市社会福祉協議会	会 長	〒610-0332 京田辺市興戸犬伏5-8
京田辺市区・自治会長連絡協議会	委 員	〒610-0331 京田辺市田辺80
同志社大学	副学長	〒610-0394 京田辺市多々羅都谷1-3
N P O 法人そよかぜ子育てサポート	理事長	〒610-0332 京田辺市興戸北鉢立32-1
京田辺市消防団	班 長	〒610-0331 京田辺市田辺78

■図-1.1 災害対策本部（地震災害対策本部）の組織図



■表-1.2 災害対策本部における事務分掌

区分	事務分掌
各部政策推進室等の事務分掌 ・企画調整室 ・総務室 ・市民政策推進室 ・健康福祉政策推進室 ・こども未来政策推進室 ・建設政策推進室 ・経済環境政策推進室 ・消防総務課 ・経営管理室（上下水道部） ・教育総務室	1. 本部及び対策部内の情報収集及び連絡調整に関する事
各部に共通する事務分掌	1. 部内の災害対策応急計画の策定に関する事 2. 部内の配備、動員、構成に関する事 3. 部に関する情報の収集、調査及び報告に関する事 4. 部関連の市民広報、広聴に関する事 5. 部関係機関、団体との連絡、調整及び応援要請に関する事 6. 部に属する施設の災害対策・被害調査・復旧・二次災害の防止及び避難所転用に関する事 7. 部に必要な資機材、車両等の調達に関する事 8. 部の人員、資機材等の輸送に関する事 9. 部関連の災害記録に関する事 10. 他部の応援に関する事

■表-1.3(1) 各対策部における事務分掌（1）

対策部	担当	事務分掌
総括部	安心まちづくり室 企画調整室 秘書広報課 都市みらい課 出納室 議会事務局 監査委員事務局	1. 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること 2. 命令及び決済事項の伝達に関すること 3. 災害対策本部の庶務(各対策部統轄調整)に関すること 4. 予警報等の連絡調整に関すること 5. 要員の動員配置に関すること 6. 被害状況の総括並びに関係機関への被害状況報告に関すること 7. 近隣市町村、協定市及び自衛隊の派遣要請並びに関係機関への緊急連絡に関すること 8. 全体の情報収集・整理・伝達に関すること 9. 被害に関する情報、資料等の収集整理に関すること 10. 高齢者等避難、避難指示等の緊急広報、災害広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること 11. 各種陳情の応接及び被災地の慰問に関すること 12. 議員に対する連絡及び応接に関すること 13. 特に命じられた事項
総務対策部	総務室 総財政課 職員課 管財課 デジタル情報課	1. 市有財産（普通財産）の被害状況調査及び管理指導に関すること 2. 災害時の庁内電話交換の運営に関すること 3. 庁舎及びその付属施設の管理及び応急措置に関すること 4. 車両の配置に関すること 5. 労働者の募集・移送配置に関すること 6. 災害対策関係の予算に関すること 7. 市職員の被災状況調査及び見舞いに関すること 8. 対策本部要員等の健康管理に関すること 9. 災害記録の編纂に関すること 10. 衣料、寝具、日用必需物資等の救助物資及び応急復旧資材の購入及び支出に関すること 11. 庁内の応急必要品の管理に関すること 12. 慰問金等の授受に関すること 13. 被災地の慰問に関すること、総括部との連絡調整に関すること 14. 避難所の開設並びに管理に関すること
市民対策部	市民政策推進室 市民参画課 税務課 国保医療課 市民年金課 人権啓発推進課 文化・スポーツ振興課 市史編さん室	1. 市民からの問い合わせ及び相談に関すること 2. 各地域代表者への連絡調整に関すること 3. 人的及び住家被害等の被災状況及び各種情報の調査に関すること 4. 被災地における応急対策事務に関すること 5. 関係団体等の協力活動に関すること 6. り災証明等の発行に関すること 7. 救助物資などの輸送に関すること 8. 衣料、寝具、日用必需品等の救助物資の確保並びに斡旋に関するこ 9. 食料の確保及び炊き出しに関するこ 10. 避難所の指定及び開設並びに管理に関するこ 11. 被災者の安否確認に関するこ 12. 文化財の被害状況の及び被害拡大、盗難等の防止並びに応急措置に関するこ

■表-1.3(2) 各対策部における事務分掌（2）

対策部	担当	事務分掌
健康福祉対策部	健康福祉政策推進室 社会福祉課 障がい福祉課 高齢者支援課 介護保険課 健康推進課 こども未来政策推進室 子育て支援課 保育幼稚園課	1. 災害救助法の運用に関すること 2. 高齢者、生活保護世帯、母子世帯、児童(乳幼児)、障がいのある人等の被災状況調査及び応急措置に関すること 3. 救助物資等の受付及び配分に関すること 4. 災害弔慰金の支給等に関すること 5. 災害地における臨時保育所の設置に関すること 6. 医薬品の確保及び補給に関すること 7. 感染症の予防、その他衛生に関すること 8. 医療、救護に関すること 9. 関係医療機関との連絡調整に関すること 10. 応急救護に関すること 11. ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関すること 12. 避難所の開設並びに管理に関すること
建設対策部	建設政策推進室 計画交通課 開発指導課 都市整備課 施設管理課 公園緑地課	1. 宅地災害の危険防止、応急復旧等の対策及び指導に関すること 2. 公共施設の応急復旧工事及び技術指導に関すること 3. 道路の通行可否による関係機関との連絡調整に関すること 4. 土砂災害に関すること 5. 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること 6. 応急仮設住宅建設に関すること 7. 応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること 8. 水防資材の調達輸送に関すること 9. 地震被害建築物応急危険度判定の実施に関すること 10. 被災宅地危険度判定の実施に関すること
経済環境対策部	経済環境政策推進室 産業振興課 農政課 環境課 清掃衛生課 ごみ広域処理推進課 農業委員会事務局	1. 商工関係対策に関すること 2. 商工被害調査に関すること 3. 農林業対策に関すること 4. 農林業被害調査に関すること 5. 被災企業等の復興金融措置に関すること 6. 家畜等の被害調査・感染症予防に関すること 7. 農業用、用排水樋門及びため池等の水位情報の収集に関すること 8. 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥・し尿の収集運搬処理（災害廃棄物処理計画に基づく）に関すること 9. 防疫用薬品の確保及び補給に関すること 10. 災害による死者の仮埋葬に関すること 11. 山砂利採取業者に対する災害防止指導に関すること 12. 仮設トイレに関すること 13. その他清掃一般に関すること
消防対策部	消防総務課 予防課 消防署 北部分署	1. 消防業務に必要な情報収集に関すること 2. 消防団員の動員及び配備に関すること 3. 災害の予防対策に関すること 4. 各種災害情報の収集及び報告に関すること 5. 水防資材の整備点検確保に関すること 6. 災害の警戒並びに救助、救急活動全般に関すること 7. 危険物及び消防水利対策に関すること 8. 消防資器材の整備点検確保に関すること 9. 災害信号の発令及び周知徹底に関すること 10. 避難誘導に関すること 11. 気象通報の受信及び雨量観測並びに記録に関すること 12. 通信・連絡の確保に関すること

■表-1.3(3) 各対策部における事務分掌（3）

対策部	担当	事務分掌
消防対策部	消防団	1. 災害の警戒並びに、消(水)防活動全般に関すること 2. 避難誘導に関すること 3. その他、消防団の任務に関すること
上下水道対策部	経営管理室 上水道課	1. 水道業務に必要な情報収集に関すること 2. 災害応急資材等の確保に関すること 3. 飲料水の供給確保に関すること 4. 水道用水の供給確保に関すること 5. 水道に係る応急資材の整備点検に関すること
	下水道課	1. 公共下水道施設の点検調査に関すること 2. 公共下水道施設の被害状況調査及び復旧に関すること 3. 流域下水道との調整に関すること 4. 集落排水施設の点検調査に関すること 5. 集落排水施設の被害状況調査及び復旧に関すること
教育対策部	教育総務室 こども・学校サポート室 学校教育課 学校給食課 社会教育課	1. 教育業務に必要な情報収集に関すること 2. 避難所の指定及び開設並びに管理に関すること 3. 児童及び生徒の応急の教育に関すること 4. ひ災児童及び生徒の学用品、教科書等の調達に関すること 5. 園児、児童及び生徒の避難指導及び安全確保に関すること 6. 被災地における応急対策事務に関すること 7. 被災者の安否確認に関すること

■表-1.4(1) 災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員（風水害）

区分		状況	総括部	総務対策部	市民対策部	健康福祉対策部	建設対策部	経済環境対策部	消防対策部	上下水道対策部	教育対策部
災害警戒本部	初動配備	・気象業務法に基づく警報が発表されたとき	副部長級 防災担当課職員								
	1号配備	0.5号配備	・豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性が高まったとき	課長級以上（部長級除く） 建設対策部土木技術員 防災担当課職員							
	2号配備	・豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性がさらに高まり、状況の悪化が予想されるとき ・台風が近畿地方に接近することが確実となったとき	課長補佐級以上								
災害対策本部	1号体制	・暴風雨又は局地的集中豪雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は被害が生じ始めたとき	係長級以上								
	2号体制	・災害により、民家に被害が生じ、さらに拡大するおそれがあるとき	主任級以上								
	3号体制	・災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき	全員（再任用職員含む）								

※本動員表に示す職員は、事前に各対策部で定めておくものとする。

※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部で必要に応じて配置要員の変更及び増員を行うことができるものとする。出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。動員指令を受けていない者は待機とする。

※災害対策2号体制までは、幼稚園・保育所・こども園・児童館職員を除いた配置とする。ただし、災害対策3号体制は含む。

※消防職員の配置要員については、別途定めるものとする。

※府費負担教職員は、「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に基づき、動員するものとする。

■表-1.4(2) 災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員（事故災害）

区分	状況	総括部	総務対策部	市民対策部	健康福祉対策部	建設対策部	経済環境対策部	消防対策部	上下水道対策部	教育対策部
災害警戒本部	・事故災害の発生により、重大な被害が発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整など警戒体制をとる必要があると判断されるとき							課長級以上（部長級除く） 建設対策部土木作業員 防災担当課職員		
災害対策本部	・大規模な事故災害の発生により、重大な被害が発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力し救助・救急、医療、広報などの総合的な応急活動体制を行う必要があると判断されるとき ・市内の広域にわたって市民の生命に危険が及ぶおそれがあり、避難指示を発令することが必要な事態となつたとき						係長級以上			

※本動員表に示す職員は、事前に各対策部で定めておくものとする。

※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部で必要に応じて配置要員の変更及び増員を行うことができるものとする。出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。動員指令を受けていない者は待機とする。

※幼稚園・保育所・こども園・児童館職員を除いた配置とする。

※消防職員の配置要員については、別途定めるものとする。

※府費負担教職員は、「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に基づき、動員するものとする。

■表-1.4(3) 災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員（雪害）

区分	状況	総括部	総務対策部	市民対策部	健康福祉対策部	建設対策部	経済環境対策部	消防対策部	上下水道対策部	教育対策部
災害警戒本部	・大雪警報または暴風雪警報が市内に発表されたとき	課長級以上（部長級除く） 建設対策部土木作業員 防災担当課職員								
災害対策本部	・降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (1) 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 (2) 鉄道における列車運行支障 ・雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他雪害対策本部の設置の必要があるとき。	係長級以上								

※本動員表に示す職員は、事前に各対策部で定めておくものとする。

※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部で必要に応じて配置要員の変更及び増員を行うことができるものとする。出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。動員指令を受けていない者は待機とする。

※幼稚園・保育所・こども園・児童館職員を除いた配置とする。

※消防職員の配置要員については、別途定めるものとする。

※府費負担教職員は、「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に基づき、動員するものとする。

■表-1.5 地震災害警戒本部及び地震災害対策本部の配置要員

区分	状況	総括部	総務対策部	市民対策部	健康福祉対策部	建設対策部	経済環境対策部	消防対策部	上下水道対策部	教育対策部
監視体制	・震度4の地震が発生したとき				副部長級 防災担当課職員					
地震災害警戒本部	A号体制	・震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 ・監視体制(震度4)では対処できないほど被害が拡大した場合。			係長級以上					
地震災害対策本部	B号体制	・震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・地震災害警戒本部A号体制(震度5弱及び5強)では対処できないほど被害が拡大した場合。			全員(再任用職員含む)					

※本動員表に示す職員(震災緊急時指定職員)は、事前に各対策部で定めておくものとする。

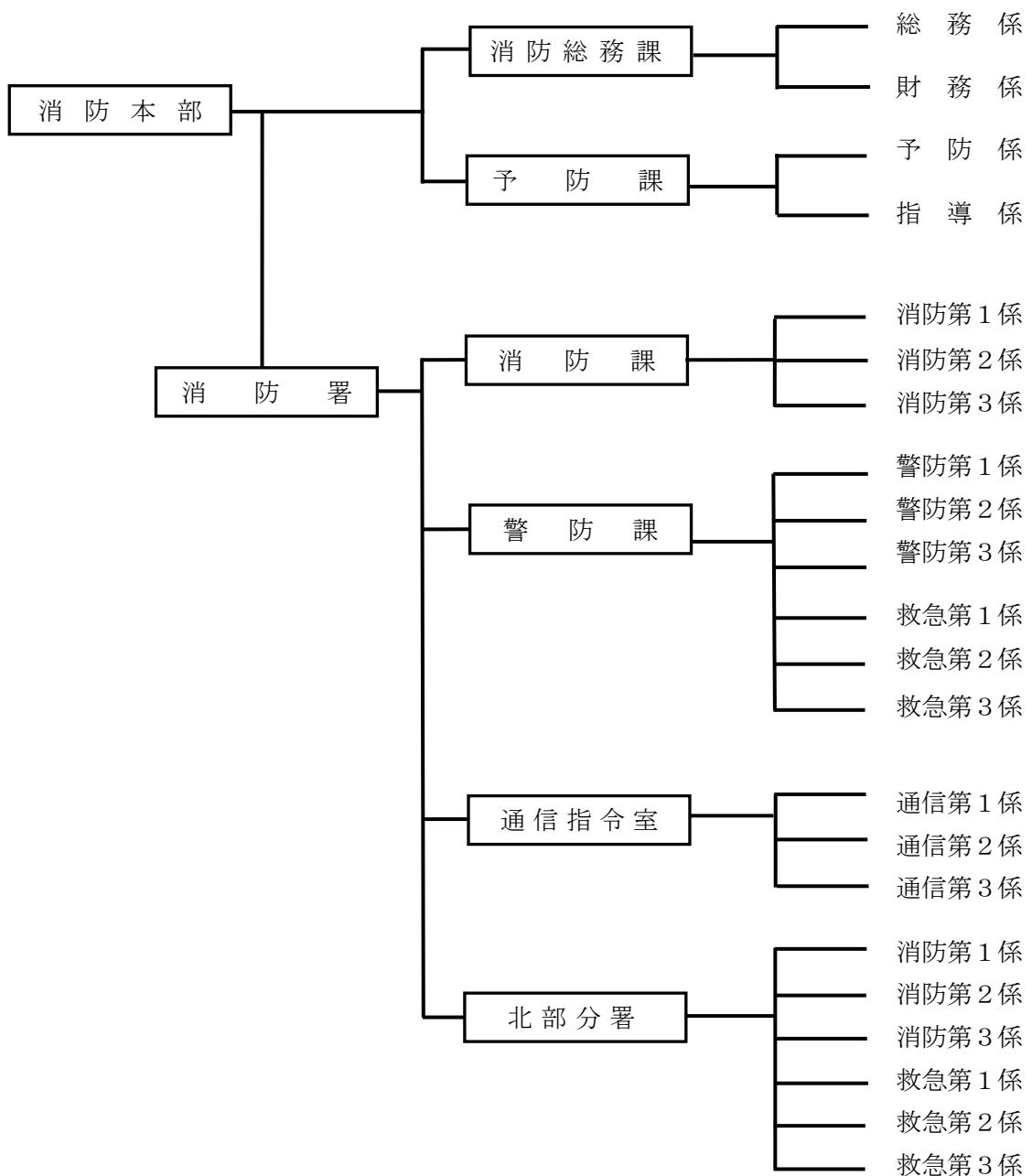
※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部で必要に応じて配置要員の変更及び増員を行うことができるものとする。出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。動員指令を受けていない者は待機とする。

※地震災害警戒本部A号体制までは、幼稚園・保育所・こども園・児童館職員を除いた配置とする。ただし、地震災害対策本部B号体制は含む。

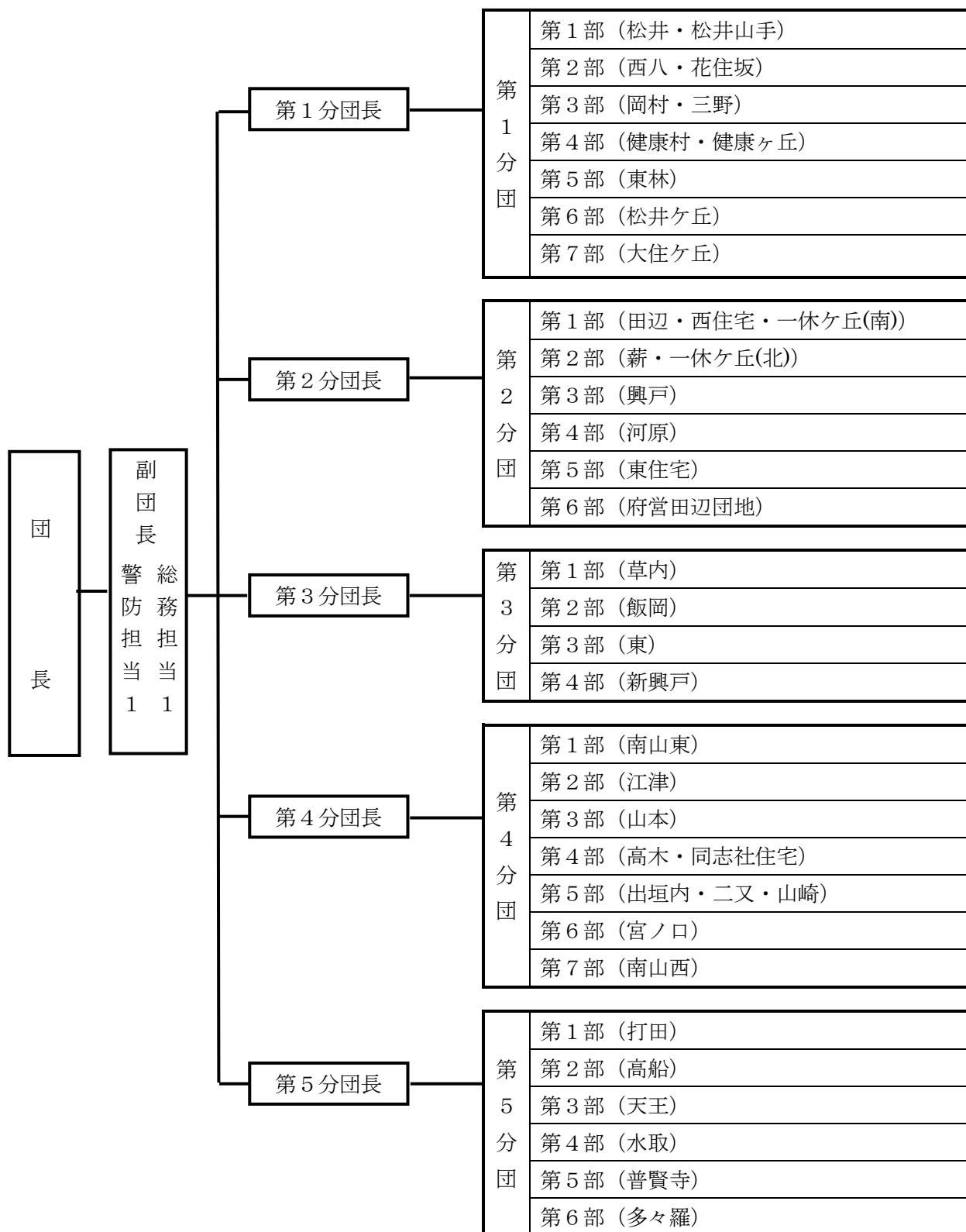
※消防職員の配置要員については、別途定めるものとする。

※府費負担教職員は、「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に基づき、動員するものとする。

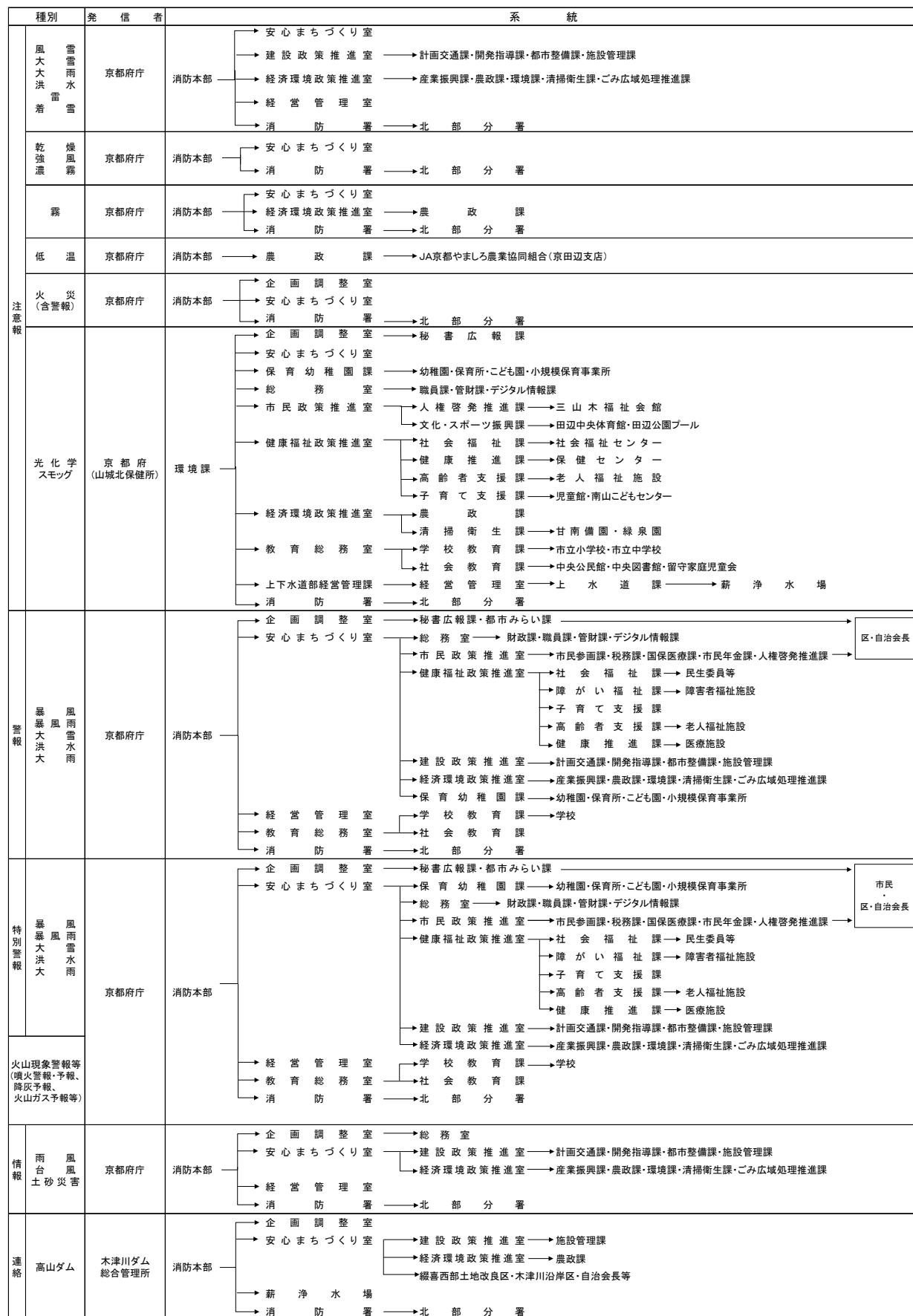
■図-1.2 消防本部・消防署組織図



■図-1.3 消防団組織図



■図-1.4 気象情報等の伝達系統図



※勤務時間外の連絡は、原則として「警報」及び「高山ダム」の2種類とし、他は状況により行う。

※勤務時間内の連絡は、安心まちづくり室にFAX (64-1305) を行う。

■表-1.6 府内市町村の所在地及び電話番号

市町村名		所 在 地	電話番号
京 都	市	〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488	(075) 222-3111
福 知	山 市	〒620-8501 福知山市字内記13の1	(0773) 22-6111
舞 鶴	市	〒625-8555 舞鶴市字北吸1044	(0773) 62-2300
綾 部	市	〒623-8501 綾部市若竹町8の1	(0773) 42-3280
宇 治	市	〒611-8501 宇治市宇治琵琶33	(0774) 22-3141
宮 津	市	〒626-8501 宮津市字柳縄手345の1	(0772) 22-2121
亀 岡	市	〒621-8501 亀岡市安町野々神8	(0771) 22-3131
城 陽	市	〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17	(07745) 2-1111
向 日	市	〒617-8665 向日市寺戸町中野20	(075) 931-1111
長 岡	京 市	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1の1	(075) 951-2121
八 幡	市	〒614-8501 八幡市八幡園内75	(075) 983-1111
京 田 辺	市	〒610-0393 京田辺市田辺80	(0774) 63-1122
京 丹 後	市	〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889	(0772) 69-0001
南 丹	市	〒622-8651 南丹市園部町小桜町47	(0771) 68-0001
木 津 川	市	〒619-0286 木津川市木津南垣外110の9	(0774) 72-0501
乙 訓 郡	大 山 崎 町	〒618-8501 乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3	(075) 956-2101
久 世 郡	久 御 山 町	〒613-8585 久世郡久御山町島田ミスノ38	(075) 631-6111
綾 喜 郡	井 手 町	〒610-0302 綾喜郡井手町大字井手小字南玉水67	(0774) 82-2001
	宇治田原町	〒610-0289 綾喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18の1	(0774) 88-2250
相 樂 郡	笠 置 町	〒619-1303 相楽郡笠置町大字笠置小字西通90の1	(0743) 95-2301
	和 束 町	〒619-1295 相楽郡和束町大字釜塚小字生水14の2	(0774) 78-3001
	精 華 町	〒619-0285 相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70	(0774) 94-2004
	南 山 城 村	〒619-1411 相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14の1	(0743) 93-0101
船 井 郡	京 丹 波 町	〒622-0292 船井郡京丹波町字蒲生小字ハッ谷62の6	(0771) 82-0200
与 謝 郡	与 謝 野 町	〒629-2292 与謝郡与謝野町字岩滝1798の1	(0772) 43-9000
	伊 根 町	〒626-0423 与謝郡伊根町字日出651	(0772) 32-0501

■表-1.7 府内消防本部の所在地及び電話番号

消防本部名	所 在 地	電話番号
京 都 市 消 防 局	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	(075) 231-5311
福 知 山 市 消 防 本 部	〒620-0933 福知山市東羽合町46-1	(0773) 24-0119
舞 鶴 市 消 防 本 部	〒625-8555 舞鶴市字北吸1044	(0773) 66-1090
綾 部 市 消 防 本 部	〒623-0031 綾部市味方町アミダジ20-2	(0773) 42-0119
宇 治 市 消 防 本 部	〒611-0021 宇治市宇治下居13-2	(0774) 39-9401
城 陽 市 消 防 本 部	〒610-0111 城陽市富野東田部33	(0774) 54-0113
乙 訓 消 防 組 合 消 防 本 部	〒617-0833 長岡京市神足芝本9	(075) 952-0119
八 幡 市 消 防 本 部	〒614-8076 八幡市八幡植松19-1	(075) 981-4119
京 田 辺 市 消 防 本 部	〒610-0331 京田辺市田辺78	(0774) 63-1125
久 御 山 町 消 防 本 部	〒613-0043 久世郡久御山町大字島田ミスノ11	(075) 631-1515
精 華 町 消 防 本 部	〒619-0244 相楽郡精華町大字北稻八間小字寄田長31	(0774) 94-5119
相 樂 中 部 消 防 組 合 消 防 本 部	〒619-0214 木津川市木津白口10-2	(0774) 72-2119
宮 津 与 謝 消 防 組 合 消 防 本 部	〒629-2251 宮津市字須津413-26	(0772) 46-6119
京都中部広域消防組合 消 防 本 部	〒621-0851 亀岡市荒塚町1 丁目9-1	(0771) 22-9580
京 丹 後 市 消 防 本 部	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波826-1	(0772) 62-0119

■表-1.8(1) 指定地方行政機関・指定公共機関等一覧表(1)

(指定地方行政機関)

機 関 名	住 所
近畿管区警察局	大阪市中央区大手前3丁目1番41号
近畿財務局 (京都財務事務所)	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎
近畿厚生局	大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第4号館
近畿農政局	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102
京都大阪森林管理事務所	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102
京都食糧事務所	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102
近畿経済産業局	大阪市中央区大手前1丁目5番44号大阪合同庁舎1号館
中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	大阪市中央区大手前1丁目5番44号大阪合同庁舎1号館
近畿運輸局	大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第4号館
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前3丁目1番41号大手町合同庁舎
大阪航空局 (大阪空港事務所)	豊中市螢池西町3丁目371
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	京都市中京区西ノ京笠殿町38
第八管区海上保安本部	舞鶴市下福井901舞鶴港湾合同庁舎
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前1丁目5番44号大阪合同庁舎1号館
厚生労働基準局	京都市中京区両替町御池上ル金吹町451
陸上自衛隊第7普通科連隊 第4施設団	京都府福知山市天田無番地 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

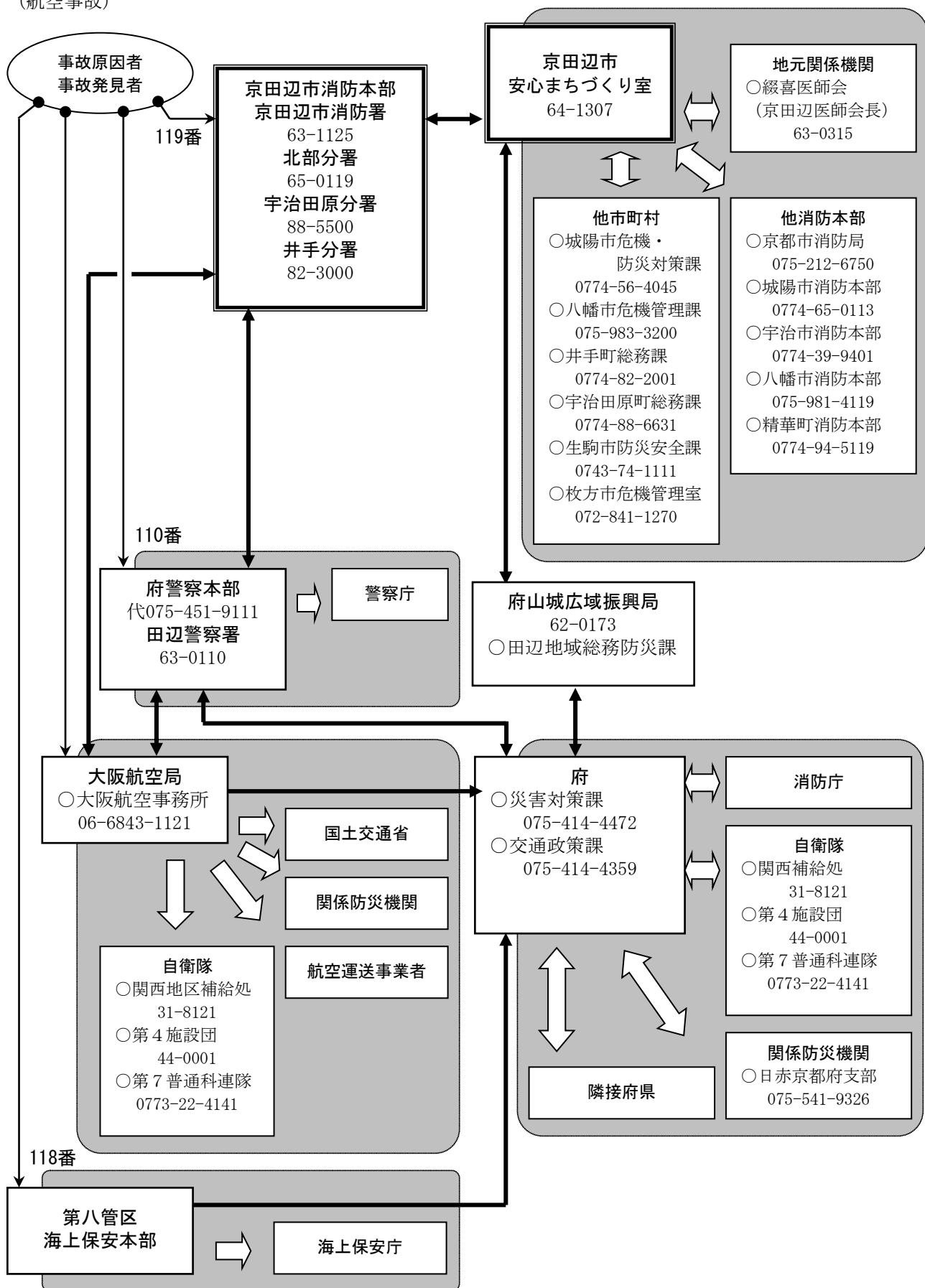
■表-1.8(2) 指定地方行政機関・指定公共機関等一覧表(2)

(指定公共機関及び指定地方公共機関)

機 関 名	住 所
郵便局株式会社 (京都中央郵便局)	京都市下京区東塩小路町843-12
N T T 西日本株式会社 (京都支店)	京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
日本赤十字社 (京都府支部)	京都市東山区三十三間堂廻町644
西日本旅客鉄道株式会社 (京滋支社)	京都市南区西九条北ノ内町5番地5
東海旅客鉄道株式会社 (関西支社)	大阪市淀川区宮原1丁目1番1号 新大阪阪急ビル10階
日本放送協会 (京都放送局)	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町576番地
関西電力株式会社	大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社 (京都本部)	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579
日本銀行(京都支店)	京都市中京区河原町二条下ル一之船入町535番地
西日本高速道路株式会社	茨木市岩倉町1番13号
日本通運株式会社 (京都支店)	京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上中之町2番地
水資源機構(関西支社)	大阪市中央区上町A番12号上町セイワビル内
大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)	東大阪市稻葉2丁目3番17号
株式会社京都放送	京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町600-1
社団法人京都府医師会	京都市中京区西ノ京東梅尾町6
株式会社エフエム京都	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 C O C O N 烏丸8階
関西鉄道協会	大阪市北区堂島浜2丁目1番25 中央電気俱楽部内
近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町6-1-55
社団法人京都府トラック協会	京都市伏見区竹田向代町48-3
社団法人京都府バス協会	京都市伏見区竹田向代町51-5
社団法人京都府L Pガス協会	京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONAビル2階

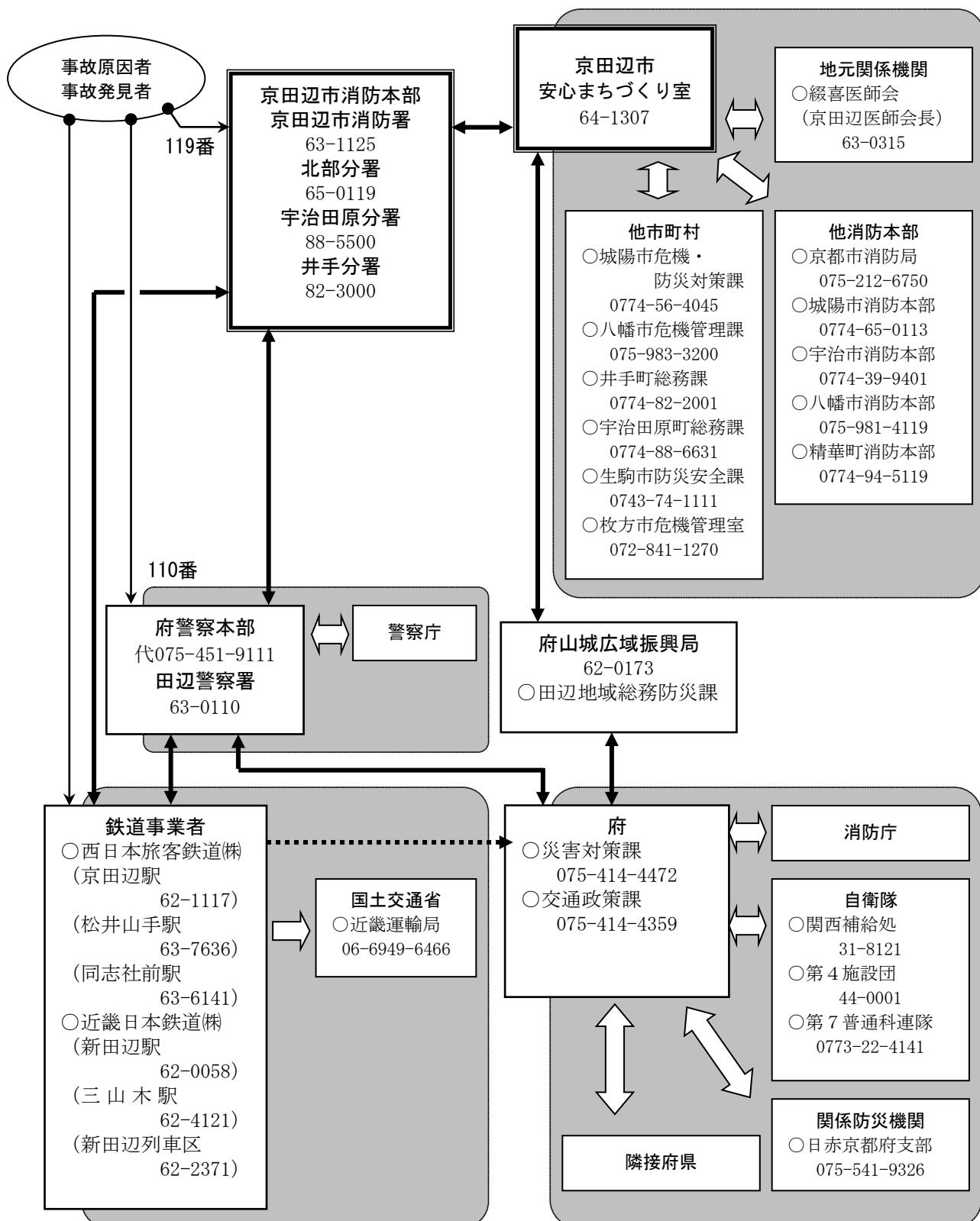
■図-1.5(1) 事故発生時情報連絡系統図 (1)

(航空事故)



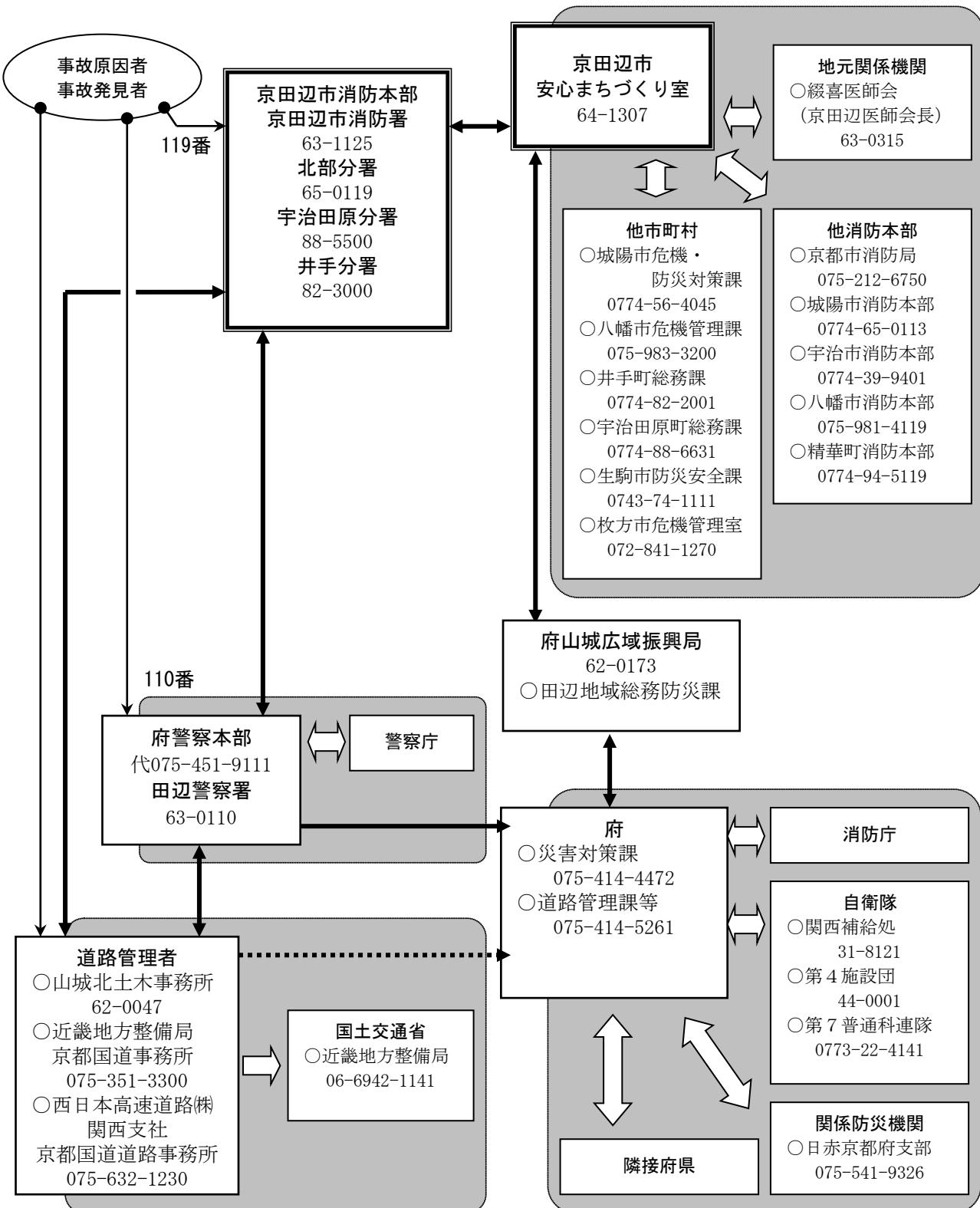
■図-1.5(2) 事故発生時情報連絡系統図（2）

(鉄道事故)



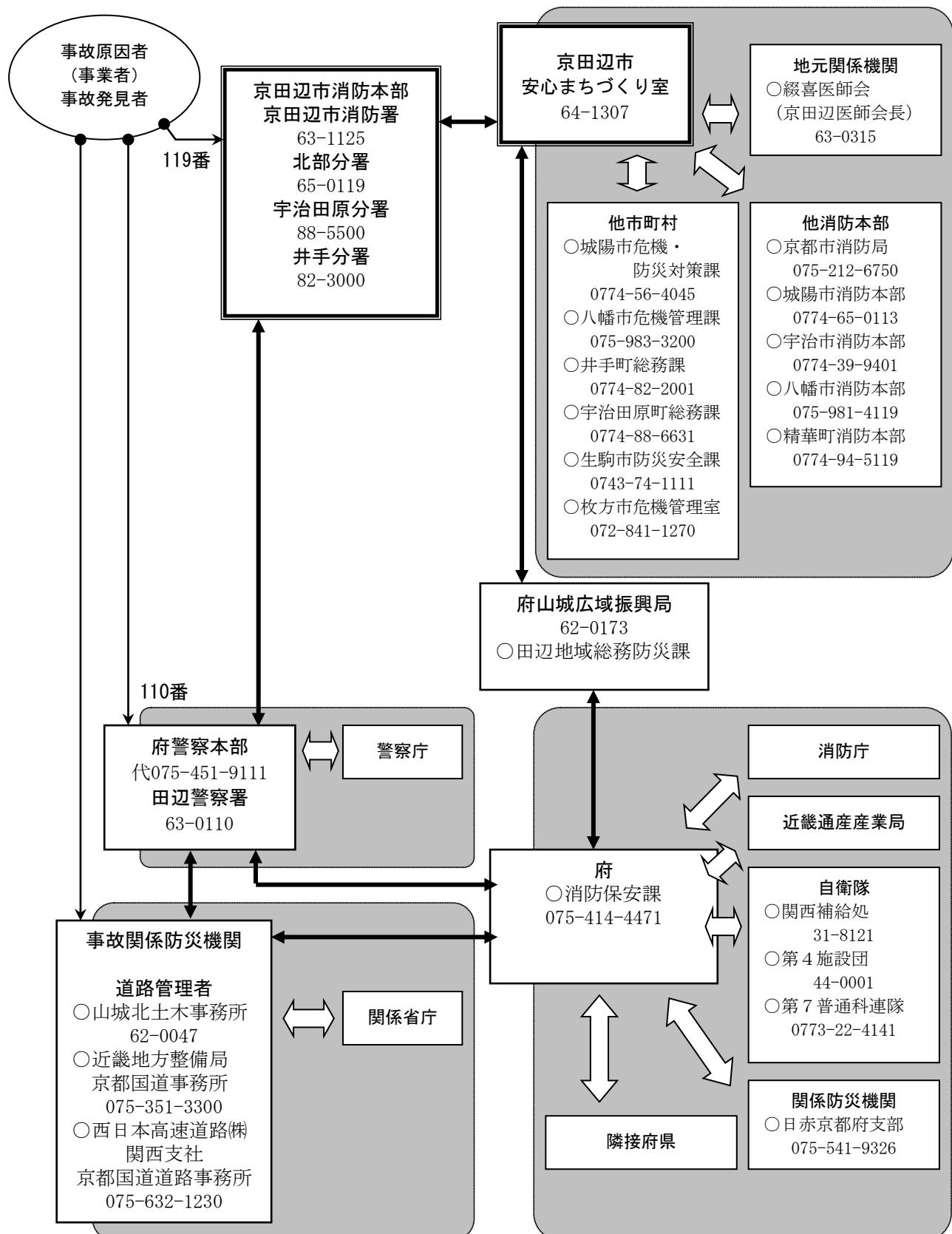
■図-1.5(3) 事故発生時情報連絡系統図 (3)

(道路事故)



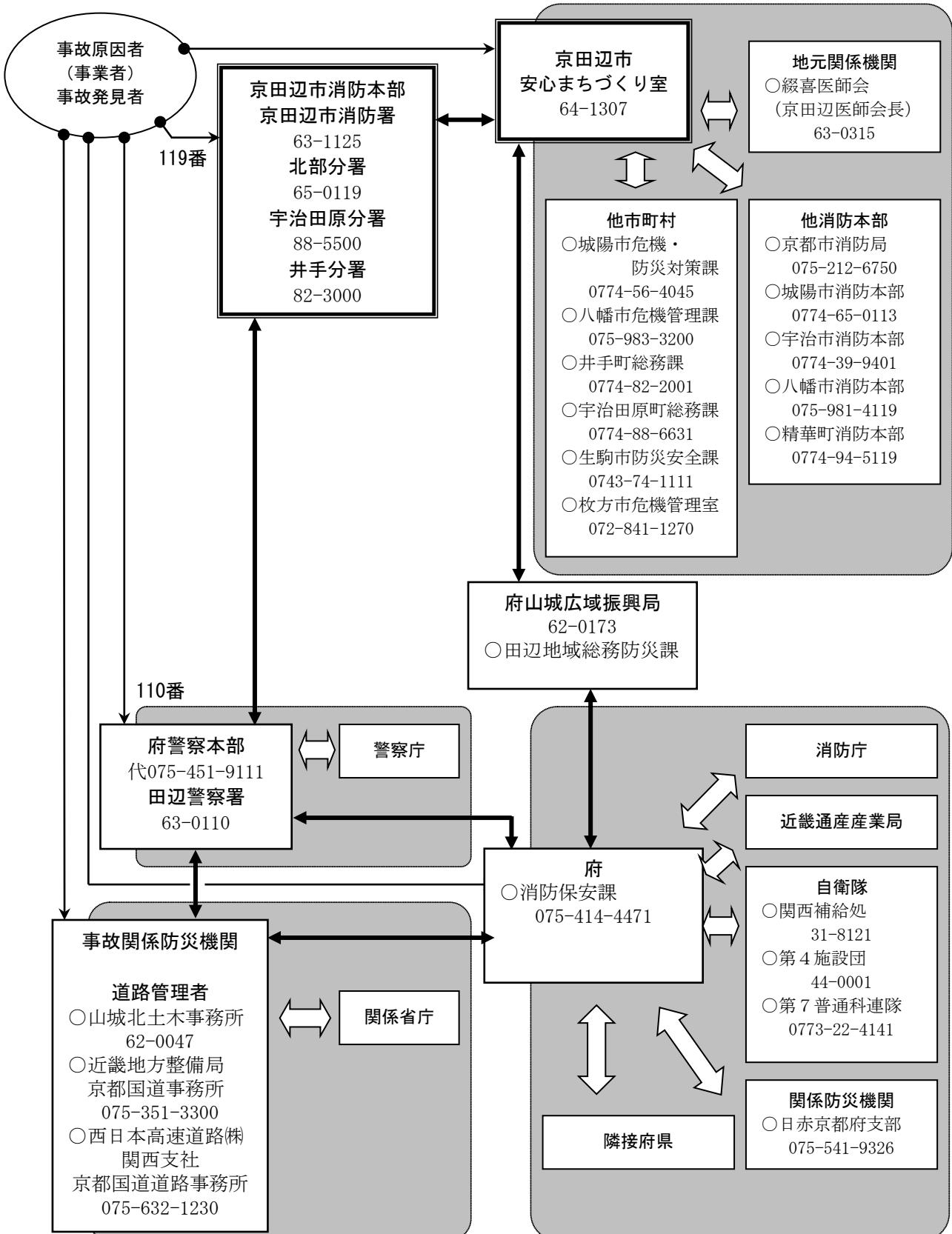
■図-1.5(4) 事故発生時情報連絡系統図 (4)

(危険物事故)



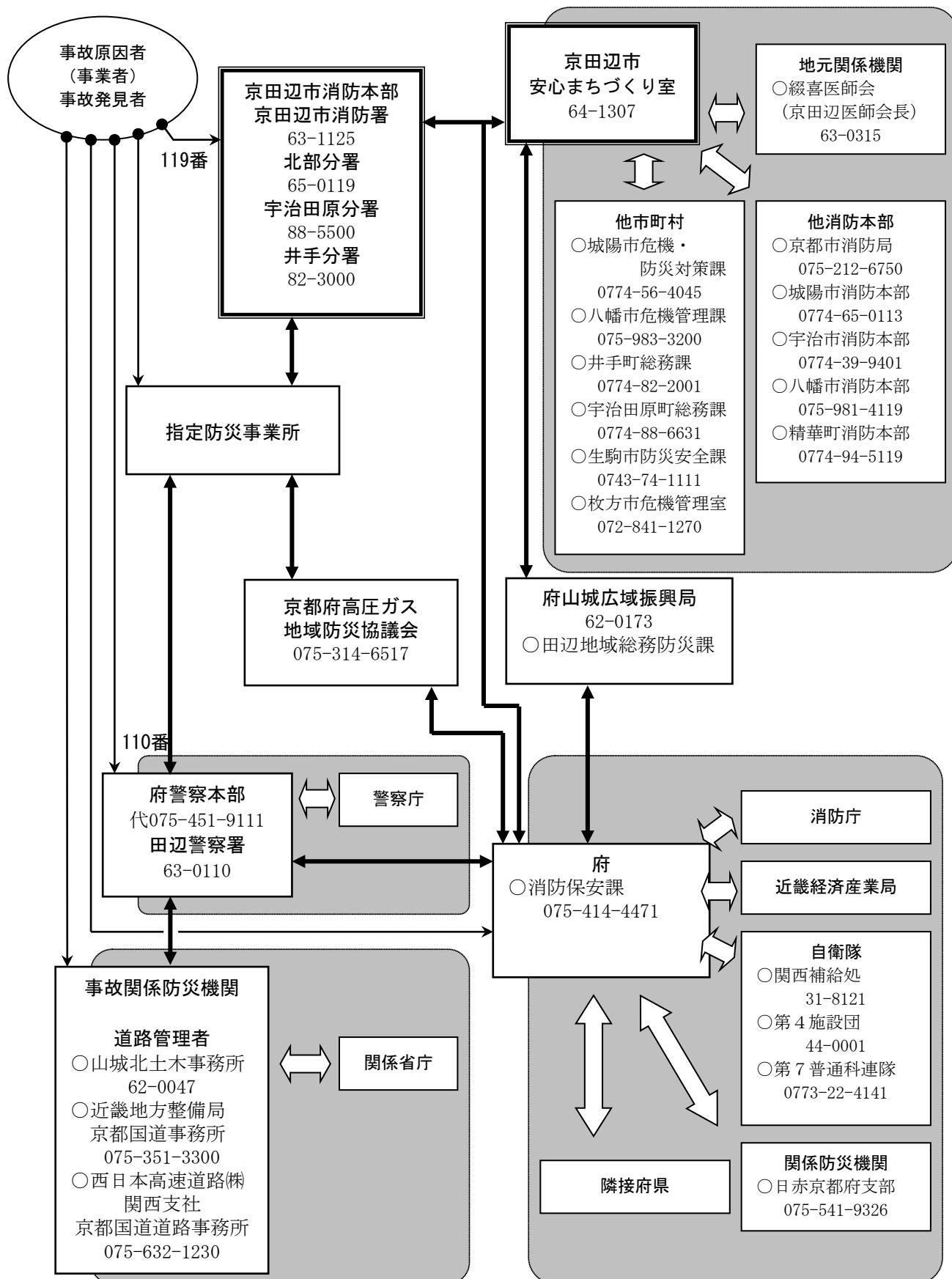
■図-1.5(5) 事故発生時情報連絡系統図 (5)

(危険物（火薬類）事故)



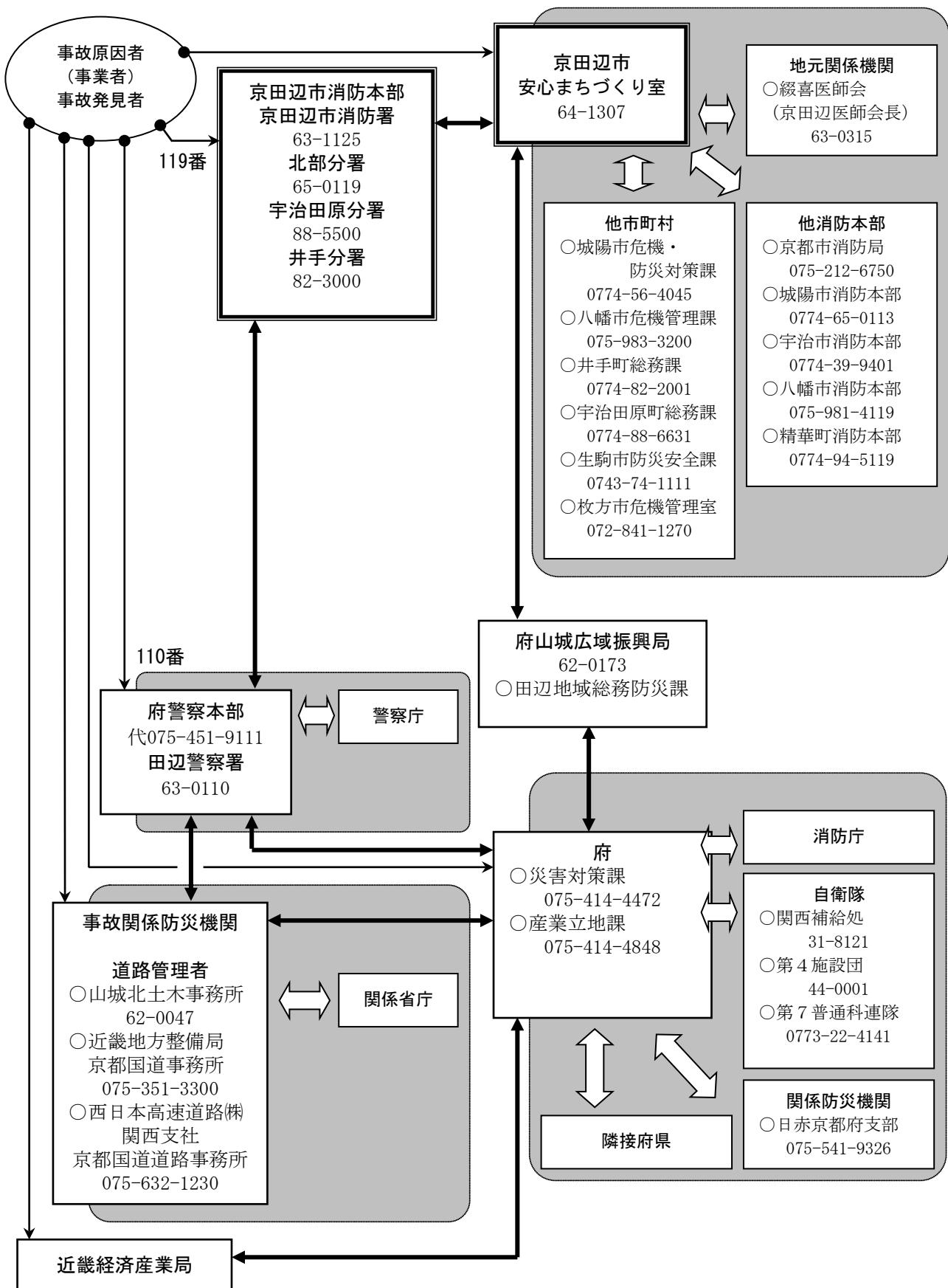
■図-1.5(6) 事故発生時情報連絡系統図 (6)

(危険物（高圧ガス）事故)



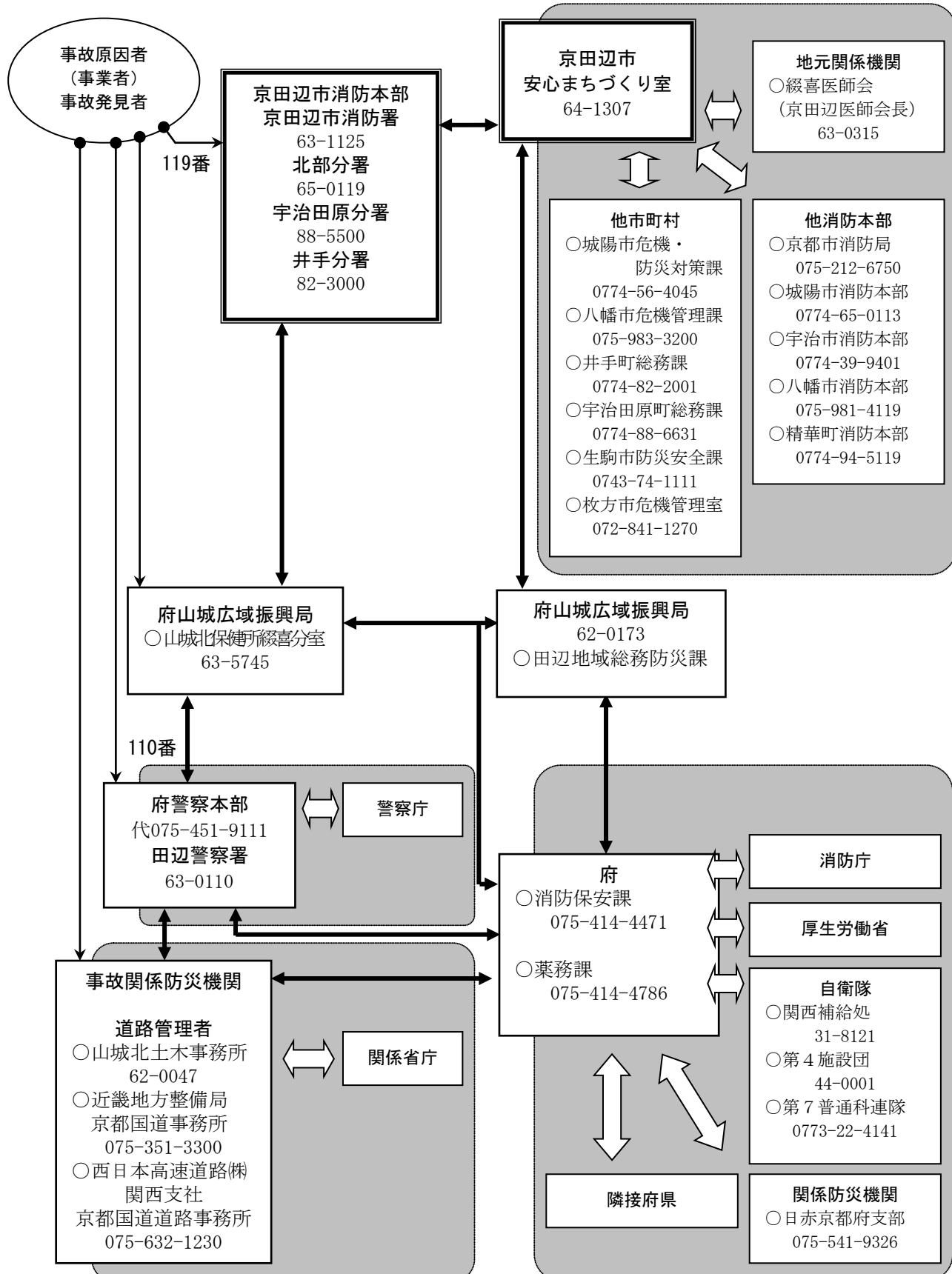
■図-1.5(7) 事故発生時情報連絡系統図 (7)

(危険物（都市ガス）事故)

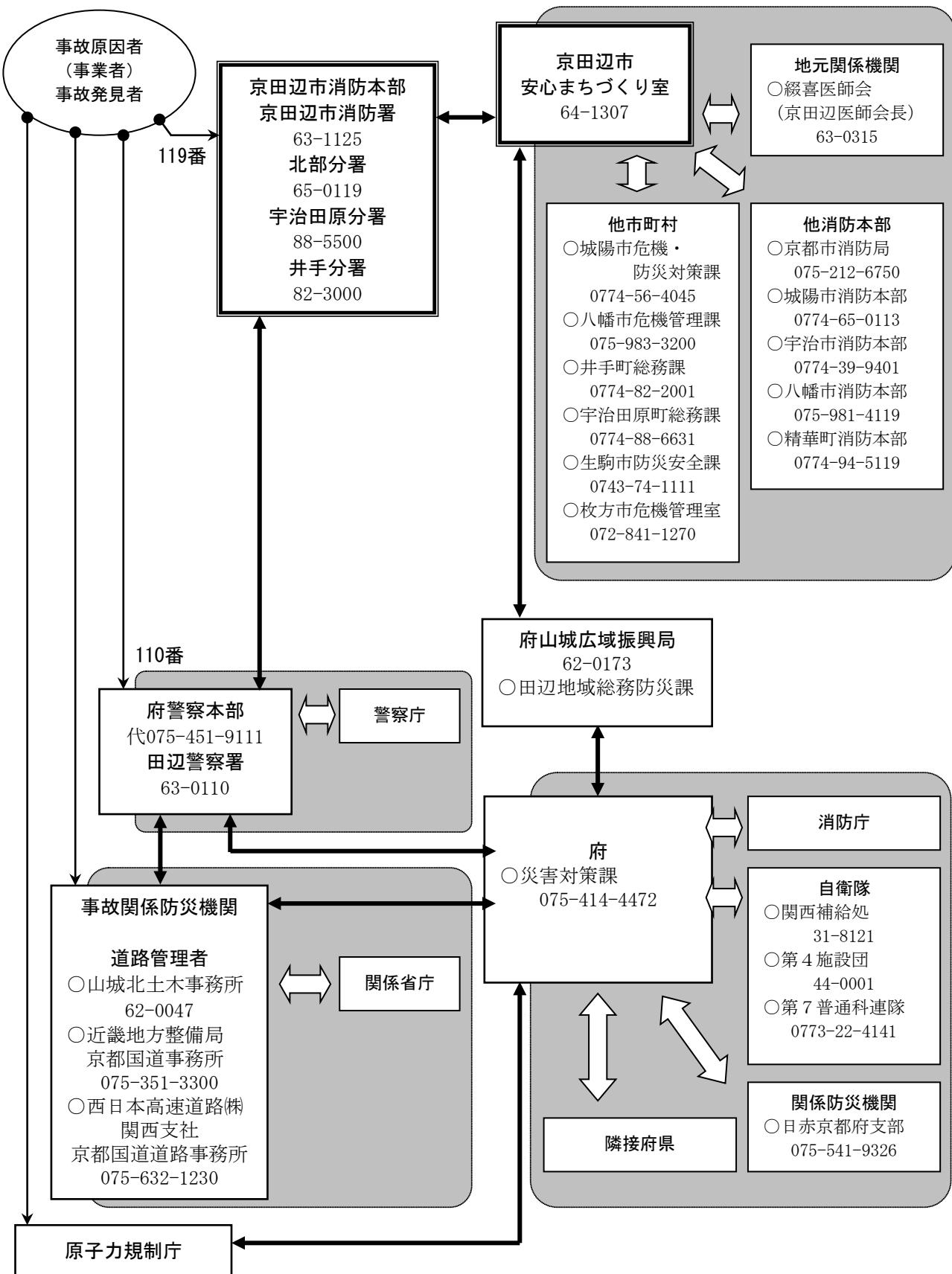


■図-1.5(8) 事故発生時情報連絡系統図 (8)

(危険物（毒薬・劇薬）事故)

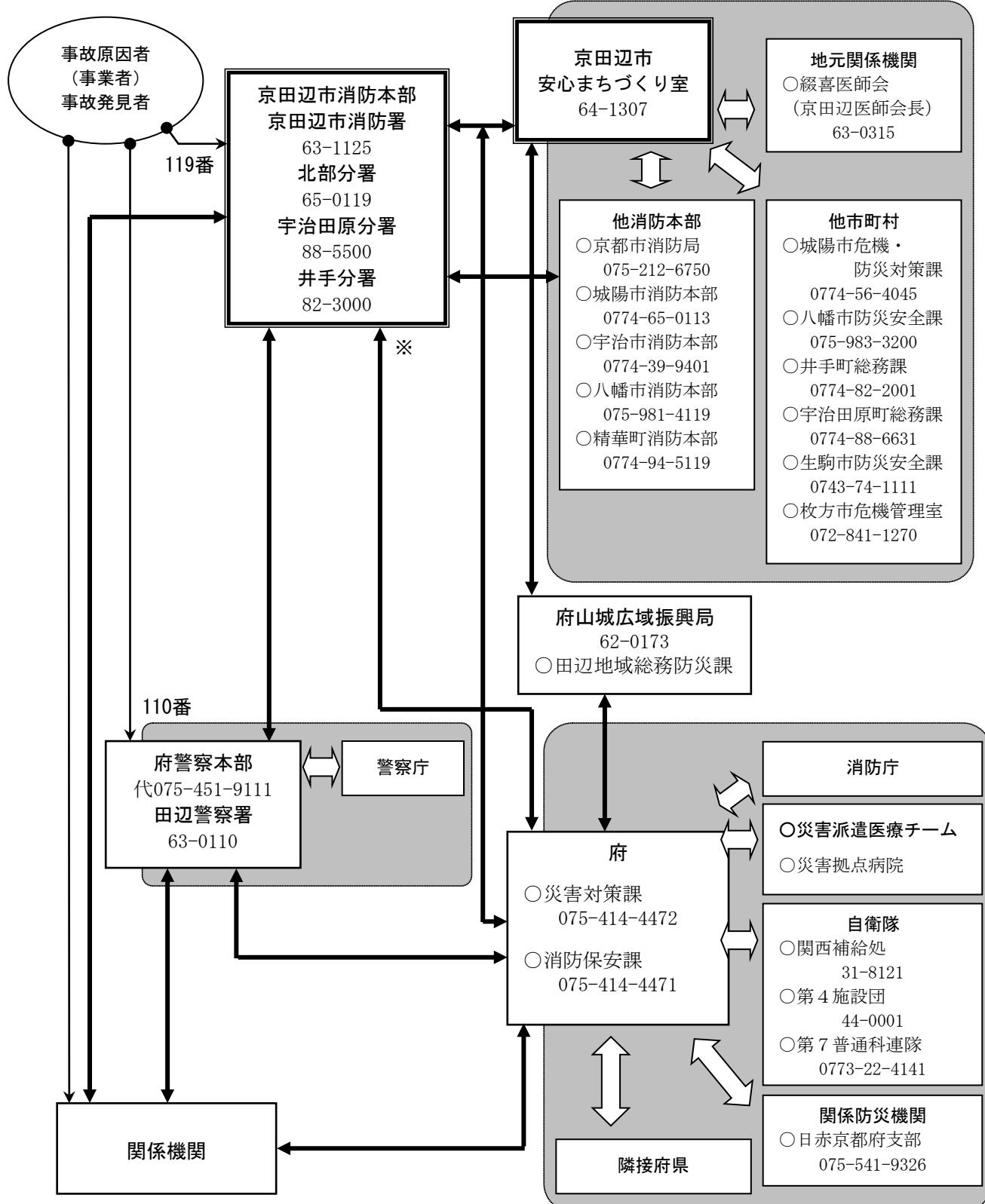


■図-1.5(9) 事故発生時情報連絡系統図 (9)
(危険物 (原子力発電施設以外の放射線障害) 事故)



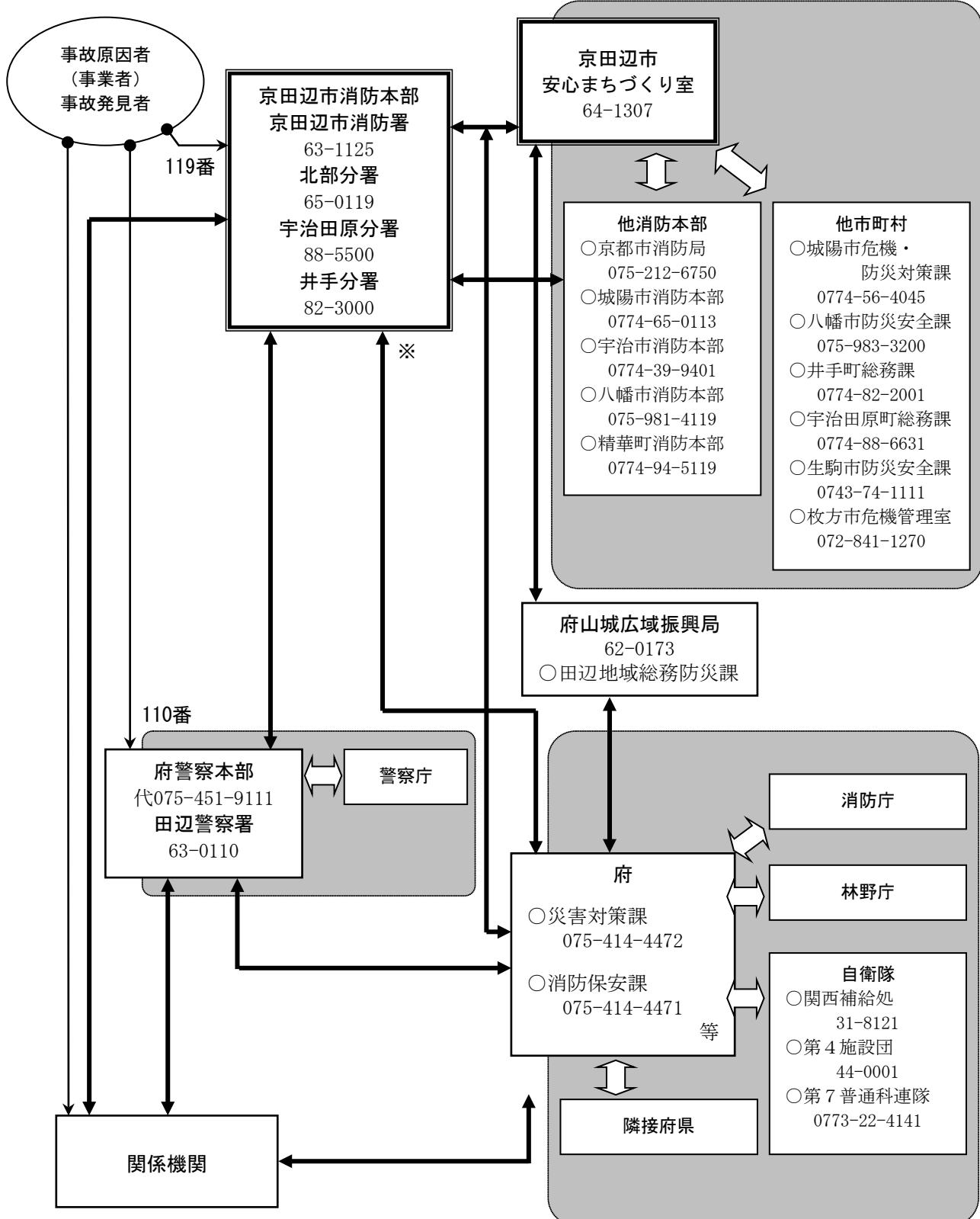
■図-1.5(10) 事故発生時情報連絡系統図 (10)

(大規模火災)



■図-1.5(11) 事故発生時情報連絡系統図 (11)

(林野火災)



■図-1.5(12) 事故発生時情報連絡系統図 (12)

(ライフルайн広域断絶（広域停電）事故)

